

☆ 情緒障がいのある子どもの理解のために

情緒障がいを理解するために、基本的な事項について、「教育支援資料」*1
「就学事務の手引き」*2の中から、一部参考にしてまとめました。



【情緒障がいとは】

情緒障がいとは、状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態をいいます。

<障がいの状態>

情緒障がいとして認められる感情・気分・行動の問題が教育で問題とされるのは、そのために適切な学習や集団行動・社会的行動が行えなくなるからです。そうした状況を生じる背景、つまりは、**情緒障がいの背景要因**としては、**対人関係のストレス状況、学業・部活動の負担、親子関係の問題、精神障がい**などが考えられます。

<対人関係のストレス状況とは>

対人関係のストレス状況としては、対等な友人関係の破綻が一番大きなもので、いじめが相当する。また、教師との信頼関係の破綻が背景となることもある。子どもに対する教師の指導姿勢が、一方的、威圧的なときに生じやすい。

<学業の負担とは>

学業の負担は、学業成績向上に対する教師・保護者からの圧力の他、子どもに能力面の困難さがあるのにそれに気づかれないまま経過し、周囲からの通常の要求が子どもにとって過剰となっている状態もあるので留意する必要がある。

<部活動の負担とは>

運動部で本人の運動能力に見合わない部活内容や要求があり、かつ、子どもが部活動を辞めにくい雰囲気があるときに生じやすい。その他、部活動内での先輩後輩関係など一方的・支配的な関係があるときは、運動部・文化部に関係なくストレス状況が生じる。

<親子関係の問題とは>

不適切な養育状況のために親子の愛着形成が阻害されている状況のことをいう。児童虐待がその代表であるが、多忙等で子どもの面倒を十分に見られていないなどの状況も、長期化すると子どもの心に影響を与えることがある。

<精神障がいとは>

対人関係・親子関係の問題を背景として神経症状態になっている場合と、本人の素因と関連して精神障がい状態が生じている場合とがある。前者では、摂食障がい、不安障がい、心的外傷後ストレス障がい (PTSD)、うつ状態などがみられる。後者では、強迫性障がい、うつ病、統合失調症などがみられる。

* 1 「教育支援資料」については、93pをご覧ください。

* 2 「就学事務の手引き」とは、福島県教育委員会「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き～早期からの一貫した支援のために～」(平成26年4月)の事です。

主として心理的な要因による情緒障がいのある子どもの場合、具体的には以下のような状態が生じることが多い。

- ・ 食事の問題 (拒食、過食、異食など)
- ・ 睡眠の問題 (不眠、不規則な睡眠習慣など)
- ・ 排泄の問題 (夜尿、失禁など)
- ・ 性的問題 (性への関心や対象の問題など)
- ・ 神経性習慣 (チック、髪いじり、爪かみなど)
- ・ 対人関係の問題 (引っ込み思案、孤立、不人気、いじめなど)
- ・ 学業不振
- ・ **不登校**
- ・ 反社会的傾向 (虚言癖、粗暴行為、攻撃傾向など)
- ・ 非行 (怠学、窃盗、暴走行為など)
- ・ 情緒不安定 (多動、興奮傾向、かんしゃく癖など)
- ・ **選択性かん黙**
- ・ 無気力

* 子どもの年齢や周囲の状況によっても、生じる問題が異なってきます。したがって、具体的に現れている状態だけでなく、環境との相互作用についても分析する必要があります。

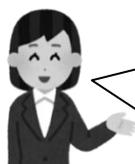
これらの具体的な行動上の問題は、いくつかが組み合わさって現れることがほとんどです。例えば、日常的に失敗経験が多く、叱責を受けることが多い場合は、行動が抑制されて無気力な状況が生じやすくなり、その結果、学校内での孤立や学業不振、あるいは怠学といった問題が生じることがあります。



<保護者等への支援の重要性>

情緒障がいのある子どもは、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態により、他の子どもから離れてしまうと同時に、その**保護者も他の保護者から孤立してしまう傾向**が見られます。

保護者の悩みや抱えている課題などを十分に聞き取りながら、教育相談担当者をはじめとする関係者が、**保護者と共に**支援の方向性や具体的な支援の内容などを検討していくことが大切です。



その際には、個別の教育支援計画を活用した関係機関 (通園施設、保健所・保健センター、その他の専門機関) 等との連携を図りながら、支援の道筋を明確にできるようにして、保護者支援を行っていくことが必要です。